

# 難民保護への課題

---

国連総会決議A/RES/57/187

(2002年12月4日)

国連総会は、

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の活動に関する同高等弁務官の報告<sup>1</sup>および高等弁務官行動計画執行委員会（UNHCR執行委員会）第53会期の事業に関する同委員会の報告ならびに当該報告に含まれた諸結論および決定を考慮し、

総会により設置されて以降のUNHCRの事業に関する従前の年次決議を想起し、

高等弁務官によって示された指導力に謝意を表し、ならびに、有能、勇敢かつ献身的に責任を果たすUNHCRの職員および活動実施パートナーを称賛し、

1. UNHCR執行委員会第53会期の事業に関する同委員会の報告<sup>2</sup>を支持し、

2. UNHCRおよびその執行委員会により本年度に実施された重要な事業を歓迎し、これに関連して庇護の文民的かつ人道的な性質に関する結論<sup>3</sup>、個別の庇護制度における庇護希望者の受け入れに関する結論<sup>4</sup>、ならびに、難民を受け入れている開

---

1 Official Records of the General Assembly, Fifty-seventh Session, Supplement No. 12 (A/57/12).

2 同上、Supplement . 12A (A/57/12/Add.1).

3 同上、chap. III, sect. C.

4 同上、sect. B.

発途上国の重要な貢献を認識することについて達成された進展に留意し、アフリカの開発のための新たなパートナーとの協力に重要性が置かれたことについても歓迎し、さらに、人道的危機における性的搾取および虐待からの保護に関する機関間常設委員会タスクフォースへのUNHCRの積極的な関与および性的搾取に関する政策の起案を歓迎し、UNHCRに対してこうした行為に引き続き対処するよう奨励し、難民のための恒久的解決策を促進するUNHCRの新たな努力を歓迎し、

3. 1951年の「難民の地位に関する条約」<sup>5</sup>と1967年の「難民の地位に関する議定書」<sup>6</sup>が国際難民保護レジームの礎としての役割を継続して担ってきたことに留意し、これに関連して、同条約および議定書の完全かつ効果的な実施と当該文書が具現化する価値に対する締約国の集団的なコミットメントの表明として、同条約50周年を祝うために2001年12月12日と13日にジュネーブにおいて開催された難民条約・議定書締約国閣僚会合7で採択された宣言を歓迎し、

4. 難民条約と議定書が依然として国際難民保護レジームの基盤であることを再確認し、ならびに、締約国によるその完全なる適用の重要性を認め、現時点において144カ国が一方のまたは双方の文書の締約国であることに満足の意をもって留意し、

---

5 United Nations, Treaty Series, vol. 189, No. 2545.

6 同上, vol. 606, No. 8791.

7 HCR/MMSP/2001/10, annex I.

非締約国に対してこれらの文書の締結を検討するよう奨励し、特にノン・ルフールマン原則の完全なる尊重の重要性を強調し、ならびに、国際難明文書の非締約国の多くが難民の受け入れに寛大な姿勢を示してきたことを認め、

5. 現時点において54カ国が1954年の「無国籍者の地位に関する条約」<sup>8</sup>の締約国であること、および、26カ国が1961年の「無国籍の削減に関する条約」<sup>9</sup>の締約国であることに留意し、ならびに、高等弁務官に対して無国籍者のための活動を続行するよう奨励し、

6. 難民保護のための国際的な枠組みを強化し、かつ、各国が対話と協力の精神を持ってこの課題により効果的に取り組むことを可能にした「難民の国際的保護に関する世界協議」プロセスの貢献を歓迎し、および、この関連において「難民保護への課題」<sup>10</sup>を歓迎し、

7. 国際的保護は、動的で行動志向的な活動であって各国およびその他のパートナーと協力して遂行されるものであり、とりわけ難民の入国、受け入れおよび待遇を促進しかつ容易にし、弱い立場にある集団の特別の必要性を考慮しながら恒久的で保護志向の解決策を確保するためのものであることを繰り返し述べ、

---

8 United Nations, Treaty Series, vol. 360, No. 5158.

9 同上, vol. 989, No. 14458.

10 Official Records of the General Assembly, Fifty-seventh Session, Supplement No. 12A.

8. 難民の保護は第一義的には国家の責任であり、国家の十分かつ効果的な協力、行動および政治的決意が、UNHCRに与えられた任務の遂行を可能にするために必要なことを再び強調し、

9. すべての国家、関連する非政府およびその他の組織に対して、UNHCRと連携し、国際的連帯と負担の共有の精神で、多数の難民とおよび庇護希望者を受け入れた国に生じている重い負担への対応力の強化およびその削減を目的とした協力と資源の提供を促し、ならびに、UNHCRに対して、根本原因への対処に加え、開発途上国、特に後発開発途上国および経済体制が移行中の国における大規模な難民人口の経済、環境、および社会に与える影響に対処するため国際社会からの支援を呼びかける触媒的役割を担い続けるよう要請し、

10. 難民に国際的保護を提供し、難民問題の永続的解決を図るというUNHCRの根本的な重要性およびその任務の純然たる人道性・非政治性を強く再確認し、ならびに、難民問題の永続的解決には自主帰還、および適切かつ可能な限り、庇護国への定着、第三国定住が含まれることを想起し、持続的な帰還民の再定着を促進する復興および開発支援に支えられた自主帰還が望ましい解決策であることを再確認し、

11. 自国民の帰還を認めるのはすべての国の義務であることを強調し、各国に対して、国際的な保護を必要としないと判断

された自国民の帰還を促進するよう要請し、そのような者の帰還が、その法的地位に関わらず、安全で人道的な方法で、かつ人権と尊厳への十分な配慮をもって行われるという必要性を認め、

12. UNHCR事務所規程<sup>11</sup>および難民とその他の援助対象者に関する国連総会決議によって委任された任務を引き続き果たすためには、適切で時宜を得た資源提供がUNHCRにとり必要不可欠であることを認め、ならびに、各国政府およびその他の資金提供者に対し、年間計画予算のもとでの必要経費を満たすための、UNHCRが発行するグローバルアピール（拠出要請）に対して迅速に対応するよう促し、

13. 高等弁務官に対して、国連総会第58会期にその活動について報告するよう要請する。

---

11 (A/57/12/Add.1), annex IV.